

福岡市保健福祉総合計画は令和 3 年度～8 年度

同 障がい福祉計画は令和 6 年度～8 年度（第 7 期）

同 障がい児福祉計画は令和 6 年度～8 年度（第 3 期）

この 3 つの計画は国や県の関連計画などとの整合性を図りながら策定されます。

その中に「重度者への取り組み」について以下のように述べられています

保健福祉総合計画（令和 3 年度～8 年度）安心して地域で暮らせる基盤づくり

《課題と現状》P233～

- 障がいのある人の重度化・高齢化を見据え、住み慣れた地域での生活を支援するため、地域生活の安心感を担保する機能を備えるとともに、保健・医療・福祉の緊密な連携による支援体制の整備が必要です。
- 介護者の急病など緊急時に、障がいのある人を短期入所事業所などで一時的に受け入れ・対応する体制を整備しています。
- 障がいのある人が「親なき後」にも地域で安心して生活していくためには生活の場・住まいの確保が重要です。

《施策の推進》P234

- 障がいのある人が地域で生活をしていくためには重度障がいなど障がい特性に応じた支援ができる住まいの確保が重要です。
- 住まいの場の一つであるグループホームにおいて、重度障がい者を適切に支援するには、設置事業者の費用負担が大きくなることから、受け入れが進んでいません。
- 医療的ケアが可能な短期入所事業所について、「利用できる事業所が少ない」「利用したいとき（特に急病等の緊急時）に利用できない」との声が寄せられていますが、障がい者支援施設などの本体施設の一部を利用するため、大幅な定員増は厳しい状況です。

《施策》P239～

- 24 時間対応の相談窓口の継続
- 区基幹相談支援センターの活用や地域団体との連携による地域で見守る仕組みづくり
- 地域生活支援拠点等の機能強化・充実

などが取り組まれてきました。

しかし、現実には、まだまだ厳しい状況が続いています。

これまで、福岡市の福祉計画で、

- 重度者が地域で暮らせる住まいと支援量の不足
- 医療的ケア児の通所施設・短期入所の不足

が長い間、課題とされてきたことについて、改善・解消が困難でした

両部会がスタートしたことで本格的に解消が進むことを
大いに期待します！！

事業のご報告 令和5年夏～令和6年3月まで

福岡市議会議員の皆様に 重度障がい者の現状 を知っていただく学習会

- ▶ 8月21日(月)13:00-15:00
- ▶ ふくふくプラザ501研修室



福岡市内での居場所がみつからず、市外県外の障がい者支援施設やグループホーム等で暮らしている福岡市民は1,430人（令和元年9月）その多くは障がいが重いため特別な配慮を必要とする人たちです。障がいが重くても、長年暮らしたこの福岡市で、家族や友人たちに囲まれて、暮らしたいでしょう。誰もが、自分の好きな場所で生活を営む権利は憲法によって保障されているはずです。

なぜこんなに多くの重度障がい者が、それまで育った福岡市ではない場所で暮らすことになるのか。重い障がいを原因とする様々な課題が、未だ本人や家族を苦しめています。

ユニバーサル都市福岡と銘打つこの街の現状を議員の皆様方にも知っていただきたく、学習会を開催します。心からご参加をお待ちしております。

▶ 発表

- ▶ 重症心身障がい者の家族 長野陽子氏
- ▶ 強度行動障がい者の家族 財部志穂氏
- ▶ 医療的ケアの通所事業から見た現状
(株) きらきら 代表取締役社長 溝口伸之氏
- ▶ 療養介護事業所の現状と課題
(社福) あきの会虹の家理事長 中村佳奈氏
- ▶ 相談支援の立場から
福岡市障がい者相談支援機能強化専門員 池田顕吾氏
- ▶ 事業所団体の立場から
福岡市民間障がい施設協議会理事長 末松忠弘氏

※ 重症心身障がい者（身体と知的の両方に重い障がいがある人・医療的ケアが必要な人含む）福岡市内・20歳以上の人は約500人
(2019年9月市議会・保健福祉局長答弁)

※ 強度行動障害（自傷・他害行為、危険な行動、睡眠の乱れ等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態のこと）

※ 強度行動障がいにあたる10点以上の児者が、市内で199名、市外で147名、計346名
福岡市民で福岡市内外のサービス提供事業所利用者、市内の特別支援学校・学級在籍児を対象に、以前厚生労働省の特別処遇事業で使われていた「強度行動障害判定指針」を用いた調査による・令和元年度

▶ 質疑応答

主 催	地域で暮らす重度者の生活保障を考える実行委員会（委員団体名は裏面）
学習会への参加を呼びかけていただく協賛議員	勝山信吾議員 福祉都市委員会委員長 池田良子議員 教育こども委員会委員長

主催:地域で暮らす重度者の生活保障を考える実行委員会

NPO 法人 福岡市障害者関係団体協議会

社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会

一般社団法人 福岡市民間障がい施設協議会

社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会

福岡市障がい者生活支援事業所連絡会

社会福祉法人あきの会虹の家

福岡県重症心身障害児（者）を守る会

福岡県肢体不自由児者福祉連合会

当日の発表要旨

重症心身障がい（医療的ケアも含む）の家族から

- 精神的には自立度は高いように見えるが、自由に動くことができないので頻繁に求める助けにすぐに応じられるように母は近くにいて、それに応えている。それがあから自宅生活が快適なのだと思う。今後、グループホームに入居しても、心通う支援者に支援していただき、たくさん経験を積んで、成長していったほしいと願っている。
- 住み慣れた地域で日々豊かに暮らすためにはグループホームに夜勤＋宿直で複数必要。帰宅時も自宅で居宅サービスを利用できることが重要。
- 医療的ケア（在宅・痰の吸引が頻回にある場合）の日常は夜間も含めほぼ2時間おきに吸引・体位交換、水分・栄養・薬・おむつ交換などを行っている。短期入所が希望通り利用できにくい状態。

強度行動障害の家族から

- 不穏な時はいつも突然にやってくる。体調、気象、音、人の声、見えるもの触れるもの、その時々でいろんなものが原因になる。
- 日々、こちらの体力が追い付かない。若い時のように全速力で走って追いかけてられない。
- 安心して子どもを残して死にたいが重度を受け入れると謳ったグループホームは増えているが未だ多くの方が支援が難しいと言われる。
- ハード面もだが、専門性・関係性・人間性を重視した支援のセットは必須と思う。
- 支援者研修の受講者は増え続けているが、実際の支援者は減る一方。この問題も考える必要がある。
- 重度訪問介護事業所を立ち上げ一人暮らしをサポートしているケースの実践報告

医療的ケアの通所事業から見た現状

- 医療的ケア支援の課題として ✓医療的ケアの増加 ✓社会資源の不足 ✓重度化する利用者対応 ✓赤字運営＝制度の構造的欠陥
- 制度の構造的欠陥として濃厚な支援（通常より多く必要な人員）、重度者を想定外（障害支援区分による報酬）、看護師配置加算（一人分の賃金すら不足）、割増経費（施設設備や医療機器、送迎車等）
- 医療型短期入所に比べ低すぎる福祉型短期入所の報酬

療養介護事業所の現状と課題

- 療養介護対象者が拡大（強度行動障害、動く医療的ケア児等）
- 短期入所の病床数が確保できるのか（待機者多数）医療型短期入所は重度障がい者の在宅生活を支える重要な資源
- 空床を確保するために地域生活移行支援に取り組んでいる ①自宅復帰やグループホームへの移行 ②退所時訪問指導（自宅の環境整備） ③在宅生活でのサービス調整 ④在宅生活後のフォローアップ
- 入所児童数のうちの虐待児童の増加傾向
- 報酬単価・加算等が実態に見合わない、入所者の重度化傾向
- 介護不足と物価高騰、施設整備費の増加
- 看護師・介護職の待遇が実態に合っていない

相談支援・事例から導かれる福岡市の地域課題

- 強度行動障害者に対応できる社会資源（グループホーム、短期入所、通所サービス、行動援護）の不足
- 医療的ケア、重心に対応できる社会資源（通所サービス、短期入所、住居サービス等）の不足、その他

当日は22名の福岡市議会議員さんが参加されました。

竹森活郎障がい者部長もご参加いただき、最後に温かいメッセージもいただきました。

ご参加いただきました皆様、本当に有難うございました。



昨年8月21日に実施した「福岡市議会議員の皆様へ重度障がい者の現状を知っていただく学習会」には22名もの皆様にご参加いただき重度障がい者問題について関心を持っていただきました。今回はぜひ現場を見ていただきたく、見学会を実施させていただく運びとなりました。一人でも多くの市議会議員の皆様にご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

議員さま向け 進化する福祉のカタチ 見学会

1. 先駆的福祉サービスの実践

生きる喜びのある暮らし

ICTと芸術活動（音楽・書道・アート等）が生活にもたらす変化

見学
内容

音楽棟でのガムラン演奏と音楽療法の実践
生活介護やグループホームで活用するICTや e-スポーツの実践

社会福祉法人 明日へ向かって 福岡市東区青葉2丁目11番9号

見学日時: ①4月22日(月)AM10:00-11:30 ②4月29日(月)AM10:00-11:30

2. 価値と熱意のある医療生活支援の実践

極力断らない福祉を目指して

常に利用者ファースト・1床あたりの短期入所利用日本一

見学
内容

ユニットで提供する活動（自閉・医療・介護小児・自立・短期入所）
障がい特性や医療、自立度などに応じた活動を行うためユニット化し、
適切な支援を行うことにより利用者の状態像や生活の質の安定を図る

社会福祉法人あきの会 障がい児者医療生活ホーム 虹の家 福岡市博多区千代1丁目15番10号

見学日時: ③4月22日(月)PM1:00-3:00 ④4月29日(月)PM1:00-3:00

お申込み

同日に両法人の見学も可能です。
移動はご自身でお願いします
(駐車場あり)
ご希望の番号をメールまたはFAX
でお知らせください

4月22日(月)		4月29日(月)	
①	10:00~11:30 明日へ向かって	③	10時~11:30 明日へ向かって
②	13:00~15:00 虹の家	④	13:00~15:00 虹の家



こちらからも
申込みできます

見学会への参加を呼びかけて
いただく議員の方です

勝山信吾議員 福祉都市委員会委員長
池田良子議員 教育こども委員会委員長

事務局 認定NPO法人障がい者より良い暮らしネット福岡市中央区荒戸3-3-39 ふくふくプラザ4F
TEL 090-7392-1000 FAX 092-985-7911 mail:yoriyoikurasi@gmail.com

見学事業所紹介

社会福祉法人 明日へ向かって



当法人は昭和 59 年福岡市で 3 番目、東区初の無認可共同作業所開所で事業スタート。平成 15 年に社会福祉法人の認可を受けて以来、利用者のニーズに応えた結果、現在では生活介護、居宅介護、移動支援、就労支援、グループホーム、相談支援など多様な福祉サービスを提供しています。地域に根差した菓子工房やカフェなども住民から愛され求められ、人気を集めています。

ICT = Information and Communication Technology（情報通信技術）や e-スポーツを日中活動に取り入れ、余暇の充実と楽しみ、イベントや大会に参加する喜びを体験、また音楽療法の正しい実践により利用者の感情が豊かに変化することを日々実感しています。

暮らし面ではグループホームに入居する重度者の生活の質を守るために法定以上の支援員を配置するなど、きめ細やかな実践が法人全体で行われています。





社会福祉法人あきの会 障がい児者医療生活支援ホーム 虹の家

当法人は重症心身障がい者の親たちの福祉サービス不足の窮状の訴えに応え、平成26年に一般社団法人として療養介護事業所を開所しました。その後、障がいのある方やご家族のニーズに寄り添い、より公益性のある事業を展開するため令和元年に社会福祉法人の認可を受け、現在では乳幼児から成人まで、医療



と福祉の一体的な提供で多くの重度者の地域生活を支えています。

その後の法律改正により強度行動障害者の対応が可能となってからは徐々に受入れを開始、現在は少人数ではありますが支援が困難と言われていた方も日中穏やかに通所されています。

1ベッド当たりの短期入所数は全国トップ（全国重症心身障害児者施設実態調査）であり、緊急利用申し込みにも可能な限り対応するなど、重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害という最重度の方々の地域生活を支えるため中村佳奈理事長の「断らない福祉」の理念の下、全職員が一丸となり日々奮闘されています。





見学会の後、大塚勝利議員が福岡県議会 6 月定例会で 「医療的ケア児者の支援について」一般質問されました

見学会に参加された大塚勝利議員が6月県議会で、医療的ケア児者の支援について、以下の4点を質問されました。

1. 短期入所が希望通りに利用できない状況を、県としてどのように認識・対応しているか
2. NICU 等からの在宅移行後に病状が悪化した医療的ケア児の受け入れ、またご家族の負担軽減を目的に、一時的に預けることができる医療機関は、どのようなになっているのか。
3. 福祉人材不足への取組と対応について
4. 通学バスの利用が困難な医療的ケア児の通学支援について



以下は大塚議員の質問と福岡県の答弁の全文です。（黒文字が議員質問、青文字が県の答弁）

医療的ケア児者の支援について

先日、福岡市博多区にある社会福祉法人あきの会「虹の家」を親の会の代表と視察しました。同法人は重症心身障がい者の親たちから短期入所の受け入れ先がないとの悲痛な訴えに応えるため平成 26 年に療養介護事業所を開設。乳幼児から成人まで医療と福祉の一体的な提供により、多くの重度者の地域生活を支えています。現在 68 床で、56 床を長期入所、12 床を医療型短期入所の単独病床とし、長期入所に空きがあれば短期で受け入れ、短期入所だけで一日 14~15 床、1 床あたりの短期入所受け入れ数は日本一です。

それでも昨今入所希望が多く、断らざるを得ない状況とお聞きました。

福岡市だけでなく近郊からの利用者も多く、重症者の割合が3割、生活介護も区分5、6が中心と近年重症者が多くなっています。

本県ではこれまで、重症心身障がい児者の実態調査を実施し、その結果、母親の負担が大きく、ご家族が短期入所を希望しても受け入れ先がなかったことから、圏域ごとに医療機関に加え、老健施設を活用するなど受け入れ先を拡充してきたところです。

令和 5 年度医療資源調査結果によると、県内の医療機関で診療を受ける 20 歳未満の医療的ケア児数は 1,307 人と推測され、令和 2 年度の調査 773 人と比較し、算出方法が異なる為留意が必要ですが、医療的ケア児は増加傾向にある中、医療資源の整備が急がれます。

以下現場の声から3点質問します。

問 1. 昨今、施設、圏域によって短期入所を希望しても受け入れ先がない状況をお聞きました。理由として、施設によってそもそも短期用のベッドが少ないこと、新規の受け入れはリスク

を伴うこと等が考えられますが、県として現状をどのように認識されているのか、受け入れが進むようどのように対応されるのか知事の見解を求めます。

【知事答弁】

○ 県内では、現在、37の医療機関等で医療型短期入所事業を実施しており、一昨年度の実績では、延べ約4,300人が利用しているところである。

利用者が希望する地域で、必要な時にサービスを受けることができるよう、受け入れ施設を増やすことが望ましいと考える。

○ 県としては、医療型短期入所事業への理解を進めるため、実施を検討している医療機関を個別に訪問し、事業の内容、サービスに係る報酬額、事業所指定の手続き等について説明を行っているところである。

○ また、医療的ケア児者への対応に不安があるとの声を受け、医療機関等の職員を対象に、医療的ケア児者とのコミュニケーションの取り方や保護者への支援方法、喀痰吸引・誤嚥ケアの技術等を習得する実践的な研修を行っている。

これらの取組により、実施事業所が増えるよう努めている。

問2. 親の会から、NICUから在宅に移行後、病状が悪化した時の相談先や乳幼児の医療的ケア児を受け入れるところがないとの不安の声や、施設からも乳幼児受け入れの問い合わせが多いと伺いました。在宅移行後に受け入れや相談を受ける医療機関が不可欠です。

また、介護する家族の負担軽減レスパイトも必要です。本県では在宅移行後に受け入れる医療機関を確保するため、どのような取り組みがなされているのか伺います。また、一時的に預けることができる医療機関を確保するため、これまで取り組んできた医療型短期入所や小児慢性特定疾患児等レスパイト支援事業に加え、どのように取り組まれているのかお伺いします。

【知事答弁】

○ 県では、NICU等からの在宅移行後に病状が悪化した医療的ケア児を受け入れるため、あらかじめ専用の病床を確保した医療機関を「小児等地域療育支援病院」として指定している。

昨年度、福岡地域の2つの医療機関で4床を確保し、今年度中に残る3地域でも5つの医療機関で10床を加えて、合計7医療機関・14床を確保することとしている。

○ 一時的に預けることができる医療機関については、御家族の負担軽減を図るため、議員ご指摘の既存のレスパイト事業に加えて、昨年度から、既存事業の対象から外れている医療的ケア児を受け入れる病床を確保している。

昨年度、県内4地域の4医療機関で12床を確保し、今年度中に1医療機関を加えて、合計5医療機関・13床を確保することとしている。

○ これらの取組を通じて、引き続き、医療的ケア児の在宅移行後の受け入れや、御家族の負担軽減に取り組んでまいります。

問3. 障がい者施設の一番の課題は、受け入れを増やしたくても人手が足りないこと、福祉人材の確保です。昨今、社会福祉士など福祉系の分野で学んだ学生が他業種へ流出していることが課題となっており、それらの学生を福祉へ呼び込む取り組みが重要です。福祉分野で学んだ学生の確保に向けて知事の見解を求めます。

【知事答弁】

○ 少子高齢化や世帯構成の変化等により、福祉サービスへのニーズはますます増大しており、福祉人材の確保は喫緊の課題である。

このため「福岡県福祉人材センター」において、福祉分野の就職支援専門員が行う無料の職業紹介や、就職面談会などを実施し、福祉人材の確保に取り組んできたところである。

○ 今年度からは、福祉を学ぶ学生の他分野への流出を防ぐため、新卒採用に係る広報活動が解禁される3月に合わせて「福祉の就活フェスタ」を実施している。より多くの学生に参加していただくため、福祉系の学科を持つ県内の大学等を訪問し、学生に直接周知することとしている。

○ 就活フェスタでは、参加した法人による職場の魅力のPRとインターンの受付、福祉人材センターの就職支援専門員による自分に合った職場を探すためのアドバイスなどを実施することで、学生の福祉分野への就職意欲の向上を図り、福祉人材を確保していくこととしている。

問4. 最後に、医療的ケア児の学校への送迎について教育長に伺います。令和3年9月医療的ケア児支援法の施行を踏まえ、北九州市では肢体不自由特別支援学校に通う医療的ケア児のうち、スクールバスの利用が困難な児童生徒を対象に希望された方へ、令和5年7月から看護師が同乗する福祉タクシーによる通学支援を週に数回実施し、家族の負担軽減にもつながっています。本県では、令和3年9月議会で教育長から、「適切な通学支援の在り方について研究を進めてまいりたい」との答弁がありました。

そこで質問です。研究の結果を踏まえ、通学バスの利用が困難な医療的ケア児の通学支援について教育長の見解を求めます。

【教育長答弁】

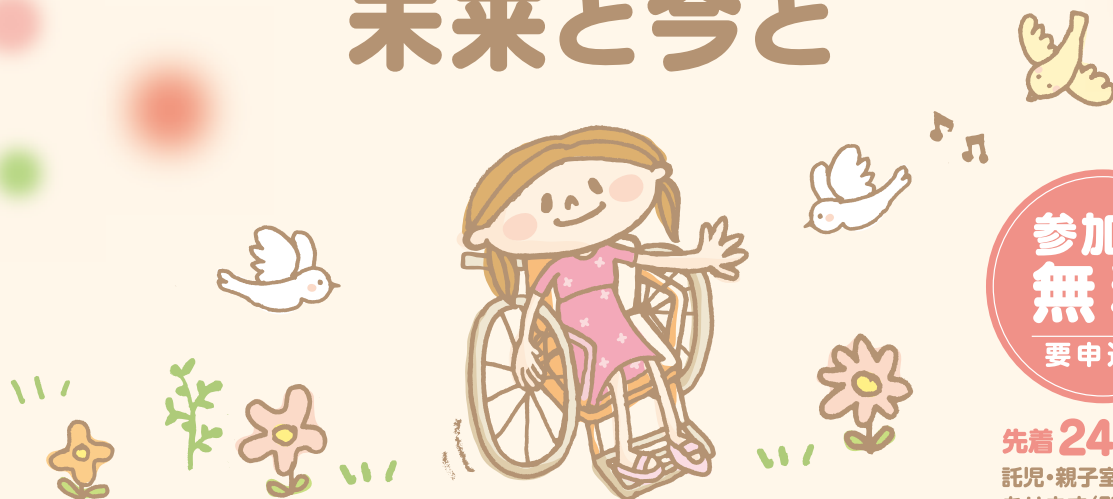
○ 昨年度、通学バスの利用が困難などの理由で保護者が送迎している医療的ケア児の数は110名となっている。県教育委員会において、通学支援に関する他県の取組状況を調査したところ、昨年度は、試行も含め15都府県で実施中であり、主な方法としては福祉タクシーに看護師を同乗させる形態で通学支援を実施している。

○ 実施している県の課題としては、費用面に加え、看護師や福祉タクシーなどの車両の確保が困難であること、当日の体調不良によるキャンセルが多く、キャンセル料などで予算の見込みが立たないこと、車中での体調急変時の対応などがある。

○ 今後、これらの多くの課題を踏まえ、医師、弁護士、保護者等で構成される医療的ケア体制整備事業運営協議会において、医療的ケア児の通学支援の在り方について研究してまいります。

東京大学と DPI 日本会議の連携協定がもたらすもの

インクルーシブ教育の 未来と今と



参加費
無料

要申込み

先着240名様
託児・親子室・懇親会
あります(別途申込)

第一部 講演

14:00~15:20

「インクルーシブ教育の未来」

小国 喜弘 氏 東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター長

第二部 対談

15:30~17:00

「今、目の前の子どもに最善を尽くすために」

小国 喜弘 氏 篠村 利恵 氏 春日市立須玖小学校教諭 松本 学 氏 福岡市教育委員会発達教育センター長

日時会場

2024年1月6日(土) 14:00~17:00 [受付開始13:30 / 開会14:00]

ふくふくホール 福岡市中央区荒戸3-3-39
福岡市市民福祉プラザ

お申込み

講演会・対談
懇親会申込



託児

先着15名まで
時間:13:40~終了直後まで
託児料:お子様一人につき1,000円



懇親会

先着20名様

会場
博多区下川端2-1
博多座地下B2
御膳屋菴離
会費
5,500円(当日徴収)

FAXにて申込みの場合

092-985-7911 下記を記入の上、FAXを送信ください

- ・お名前・ご住所・当日連絡の取れる電話番号
- ・障がい本人、家族、職業など(保育士、小学校特別支援学級教員、放課後等デイサービス支援員 など)
- ・自由記述
あなたが嬉しいことや困っていること・質問したいこと・インクルーシブ教育に関して思うこと
などあればお書きください(全てのご質問にお答えできかねることをご了解願います)

主催・お問合せ

認定NPO法人 障がい者より良い暮らしネット

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4F
mail: yoriyoikurasi@gmail.com TEL:090-7392-1000 FAX:092-985-7033

後援

福岡市教育委員会 春日市教育委員会
福岡市障がい者差別をなくす会
西日本新聞社 朝日新聞社
毎日新聞社 読売新聞社

インクルーシブ教育の未来と今と

第1部 講演

インクルーシブ教育の未来

2023年8月、東京大学大学院教育学研究科とDPI日本会議は、フルインクルーシブ教育事業に関する連携協定を結びました。学術組織と障害者団体が互いの強みを生かしながら協力して、国連権利条約が目指すインクルーシブ教育を広げる大きなうねりをつくり、究極的には障害の有無によって分け隔てることのない共生社会の実現を目指す大きな転機となることと期待します。その連携に深く関わられた小国喜弘氏にインクルーシブ教育についてご講演いただきます。※DPI日本会議：障害種別を超えた当事者団体。1986年発足、約91団体が加盟



小国喜弘氏 東京大学大学院教育学研究科附属
バリアフリー教育開発研究センター長

1966年、兵庫県に生まれる。東京大学文学部国史学科卒業後、東京大学大学院教育学研究科博士課程単位取得退学。博士（教育学）。成城大学専任講師、東京都立大学准教授、早稲田大学教育学部教授を経て、現職。著書に、『戦後教育のなかの＜国民＞』（吉川弘文館）、『戦後教育史』（中公新書）。編著書に、『障害児の共生教育運動』（東京大学出版会）、『「みんなの学校」をつくるために：特別支援教育を問い直す

第2部 対談

今、目の前の子どもに最善を尽くすために

今、地域の通常学級や支援学級、特別支援学校に、障がいのある子どもたちは通学しています。本人と家族が選択したその場所で、現場の先生たちの元で学び、友だちをつくり、豊かに成長しています。一方で、学校での不適切な対応により心に傷を負う子どもが少なくないことも相談現場から報告されています。教育環境の厳しさが言われる昨今、現場の先生方は多くの努力をしながらも、ご苦労・ご心労も多いことと想像します。そんな中でも今を生活している子どもたちの楽しく健やかな学びのために、大人たちは何ができるのか三人に語り合っていただきます。

〈対談者ご紹介〉



篠村 利恵氏 1969年 福岡市生まれ。小学校教諭 学校心理士

30年前、特別支援学級担任として初めて教壇に立ち「そのとき感じ、学んだことが今の教師としての自分を支えている」のだそうです。それ以来、試行錯誤を繰り返しながら、交流学級担任、特別支援学級担任、特別支援コーディネーターと、違う立場で障がいのある子どもたちと向き合ってきました。「障がいの有無に関わらず、どの子にも得意なこと、苦手なことはある」という目線で、「支え合い、認め合う集団作り」一粒一粒が個としての存在をしっかりとち、その上で「ぎゅっ」とにぎられているようなおむすび集団、そんな集団作りを目指し、日々奮闘…されています。家庭では高3の双子のお母さん。



松本 学氏 福岡市教育委員会発達教育センター所長

平成4年、福岡市小呂小学校に採用され勤務されたのち、自ら特別支援教育を希望し福岡中央養護学校、今津特別支援学校で教諭として知的・肢体不自由児の子どもたちの教育に努められました。その後現場を離れ福岡市教育委員会発達教育センターの指導主事、今津特別支援学校と若久特別支援学校で教頭、発達教育センターの指導係長のち、生の松原特別支援学校の校長を経て、現在、発達教育センター所長として障がい児教育・インクルーシブ教育の最前線で指揮を執っておられます。

学校は人権ぶつかり合う成長の場

「インクルーシブ教育の未来と今と」

福岡市で開催 講演と座談会で考える

障害のある子とない子が一緒に学ぶことについて、講演と座談会を通して考える「インクルーシブ教育の未来と今と」が1月6日、福岡市の市民福祉プラザであった。東京大学大学院バリアフリー教育開発研究センター長の小国喜弘教授(57)が講演。

続いて、福岡県春日市の須玖小の篠村利恵教諭(54)と福岡市教育委員会発達教育センターの松本学所長(58)、小国教授が話し合った。主催は、認定NPO法人「障がい者より良い暮らしネット」(同市)。内容を紹介する。(野津原広中)

小国喜弘さん講演

共生社会へ 地域改革の 拠点に

隔離教育は機会を奪う



2022年度の小中学生の人数は952万人で、ここ10年間で90万人近く減った。

一方、特別支援教育を受ける子は59万9千人で約2倍に増えている。その理由は「サービスが充実し、保護者の理解が進んだため、特別支援学級を選ぶ例が増えた」と説明される。

支援教育の充実などの対策は、対症療法的で限界にきていると感じる。国連の障害者権利委員会

は22年、特別支援教育の中止に向けた行動を日本政府に要請した。「特別支援学校や特別支援学級での隔離された教育は、隔離された社会をつくる」というのが

「交流教育が盛んで、特別支援学級の子が普通学級でも授業を受けています」という学校もあるが、「お客さん」の場合がほとんどではないか。障害のある子とない子が、分け隔てなく

学び合っているだろうか。人権と人権がぶつかり合うところでは「共生」は学べない。子どもにとって「けんか」も重要な学びとなる。そんな場所は学校しかない。国連はインクルーシブ教育を「障害のある子とない子が同じ教室で共に学び、成長が可能になる学校の教育システムをつくり出すこと」とする。言い換えれば「多様な市民が共生するインクルーシブ社会をつくるため、学校が地域改革の拠点になる」ということだ。「特別支援教育には特別

近年は、不登校の児童生徒数、いじめの件数、精神疾患による教職員の休職者数も増えている。学校現場の閉塞感は増している。子どもは居場所づくり、特別



座談会でこれまでの経験などを語った松本学さん(右)と篠村利恵さん

「可能性を信じて試行錯誤」「迷惑をかけ合うのが人生」

座談会

座談会で、福岡市教委発達教育センターの松本学所長は、市内の特別支援学校に通う児童生徒が、地元の小中学校の入学式や行事に参加する「ふくせき制度」を紹介。「まずは地域の人

を介して、まずは地域の人の知ってもらうよう、学期に1度ほど交流している」と説明した。これについて、小国喜弘教授は「一緒にいるのは短時間で、分離が前提になっている。根本の国の政策に疑問を感じ

る」と指摘した。須玖小の篠村利恵教諭は特別支援学級で計8年間、担任をした経験を語った。ダウン症の小学4年の女兒が、登校中に「単身赴任の父に会いに行くため」に、路線バスに乗ってしまったことがあった。そこで、本物のバスに乗らないように「牛乳パックを材料に」乗っ

ていいバス」を作ることになった。篠村教諭は子どもも試行錯誤の日々を続けていきたくて力を込めた。小国教授は「障害者の自立概念は、1980年代に『人に依存していい』と転換した。だが教育現場は、今も経済的自立や身辺的自立を金科玉条にしている。『お互い迷惑をかけ合うのが人生だよ』と考え方を変えないと、障害のある子の保護者など多くの人が追い込まれる」と語った。

インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず全ての児童生徒が共に学ぶ、差別のない平等な教育。2008年発効の障害者権利条約が掲げた。文部科学省は12年、インクルーシブ教育について「同じ場で共に学ぶことの追求とともに、小中学校の通常学級、通級指導、特別支援学級、特別



講演会を聞いて・感想

インクルーシブふくおか 上角 智希

ユネスコの提言

障がい児教育をめぐる日本と国際的なスタンダードとの大きな隔たりに愕然としました。障がい児を健常児と分離する特別支援教育制度は、かつて存在したアメリカの奴隷制度や南アフリカのアパルトヘイトの黒人隔離政策と同様の差別であり、決して認めることができないということを、国連のユネスコが公式に表明しているとのこと。今や、障がい者を世間一般から分離して異なる扱いをすることは、人権侵害の問題と捉えられています。日本人の人権意識がもっと高まってほしいと思います。

インクルーシブ教育は誰のため？

インクルーシブ教育を実践した大阪市立大空小学校の木村泰子先生は、「障がい児を分離してしまうのは、周りの子どもたちが人間として成長する機会を奪うということ」とおっしゃったとの話が出ました。社会に出たらいろんな人と付き合わねばならない。自分と違うタイプの子ともいっしょの教室で過ごし、ときにはけんかをしたり、トラブルになったりすることもあるでしょうが、どうやったら障がいのある子がいっしょに活動できるかを自分たちで悩み試行錯誤し、うまくいったときの喜びを共有することは、まわりの子どもたちにとっても大変貴重な体験になると感じました。

理想と現実

すべての障がい児を通常学校で学ばせるフル・インクルージョン教育の良さは非常によくわかりました。しかし、実際にわが子を通常学級に入れるかと考えると、正直、不安が大きく、ためらってしまいます。なぜなら、今の日本には障がいのある子どもを適切に指導できる先生が非常に少ないし、組織として担任をアシストする学校の体制も構築されていない状況にあると感じるからです。わが子をインクルーシブ教育を実現するための実験台にすることはできません。

特別支援教育に必要な資質とは

わが子が通っている特別支援学校では、いわゆる勉強の時間は非常に少ないです。着替え・給食・掃除などの身辺自立や集団生活のルールを習得することに重点が置かれています。だから、率直に思うのです。教員免許を持った先生をこんなにたくさん配置する必要はないのではないかと。身辺自立や集団生活を身に着けさせるのは、教師よりも保育士のほうが格段上手で適任だと感じます。また、言語聴覚士や作業療法士のような福祉専門職の方をもっとたくさん学校に配置してほしいです。

また、特別支援教育は、その学会が独自の資格制度をつくり、資格を取った先生方があたかも自分が専門家になった気分になっていることが多々あるとのことでした。先生のなかには、教科書で学んだ障がい種別ごとの特性でラベリングし、個々の子どもと向き合ってその子の特性や課題を観察して自分の頭で考えるということをしない先生がおられるようです。わが子もそういう先生にあたって大変苦労しました。一方で、専門的に学んでおられなくても、愛情をもって、この子のため